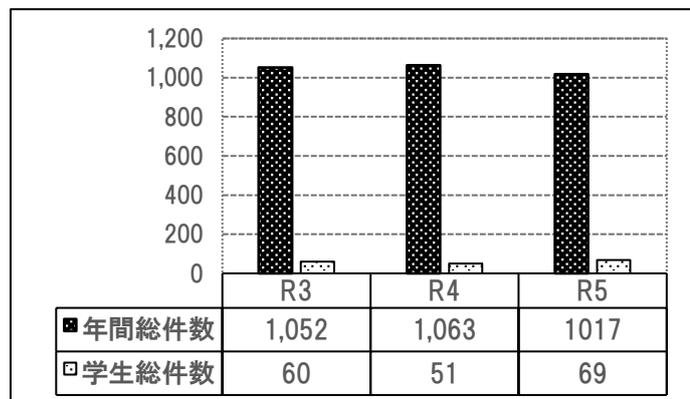




コトとかいな

消費者トラブル注意報

【図1】草津市相談件数



消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約に関するトラブルのご相談をお受けしています。

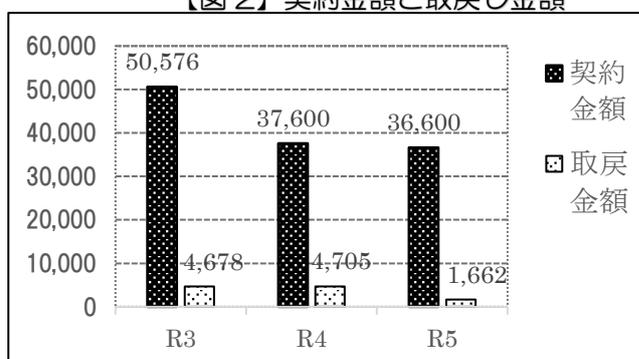
【図1】は過去3年間の年間相談件数で、その中でも小学生以上の7歳から20歳代までの学生の消費者トラブルにあった相談件数です。成年年齢が引き下げられ2年が経過しましたが、この1年で18歳、19歳の契約ト

ラブルによる被害金額が昨年度の3倍と急激に増加しています。成年になって結んだ契約は民法で定められている未成年者取消権が使えません。契約成立後は簡単に契約を取り消せないため注意が必要です。最近ほとんどがネットを介しての取引で、若者はSNSのDMから「起業や投資セミナー」「ネットワークビジネス」「副業」に勧誘され、信用調査の名目で消費者金融に借金をさせられたという相談が相次いでいます。「脱毛エステ」のトラブルは男女問わず増加傾向にあります。また、中高年は「定期購入トラブル」「ネットビジネスの勧誘」「ロマンス詐欺」「サブスク契約への誘導」「中古車の購入トラブル」等が目立ちます。

契約をする前には必ず「契約する相手先」が本当に実在する事業者なのかを確認しましょう。契約はしたが解約先がわからないという相談が増えています。

【図2】契約金額と取戻し金額

【図2】は、令和5年度にセンターが「あっせん」「助言」「未然防止」等で取り戻した金額を示しています。センター介入で取り戻し金額は約1,662万円となりました。R5年度の契約総額が約3億6,600万円でしたので、契約金額全体の約5%をセンターが支援し取り戻せました。最近ではネット上で顔の見えない取引が主なので被害額の取戻は困難です。契約は、相手の実態を調べた上で結ぶようにしましょう。



R5年度は市内中学校4校と立命館大学の新生オリエンテーションで消費者教育の場を得ました。SNSの危険や契約の基本について、参加型のクイズや替え歌で、学生さんたちと有意義で楽しい学びの時間を過ごせました。悪質業者は日々手口を変え契約に不慣れな消費者をカモにします。カモにならないためには継続的な学びが必要で、草津市消費生活センターでは今後も消費者教育に力を入れていきます。